

鶴岡市告示第 75 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により振動について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定により特定工場等において発生する振動の規制基準を次の 2 のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により指定する区域を次の 3 のとおり指定し、同府令別表第 2 備考第 1 項の規定により定める区域を次の 4 のとおり定め、同表備考第 2 項の規定により定める時間を次の 5 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

鶴岡市長 榎 本 政 規

- 1 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により振動について規制する地域
平成 24 年 3 月鶴岡市告示第 74 号の第 1 項に規定する地域

- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

第 1 種区域とは平成 24 年 3 月鶴岡市告示第 74 号第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する区域とし、第 2 種区域とは同項第 3 号及び第 4 号に規定する区域とする。

- 3 振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により指定する区域
平成 24 年 3 月鶴岡市告示第 74 号の第 3 項に規定する地域

- 4 振動規制法施行規則別表第 2 備考第 1 項の規定により定める区域

- (1) 第 1 種区域 平成 24 年 3 月鶴岡市告示第 74 号第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する区域
(2) 第 2 種区域 平成 24 年 3 月鶴岡市告示第 74 号第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する区域

- 5 振動規制法施行規則別表第 2 備考第 2 項の規定により定める時間

- (1) 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
(2) 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで